



発行
東京都

目次

告示

- 新たに生じた土地の確認（小笠原村）……………
……………（総務局行政部市町村課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…二
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四

公告

告示

●東京都告示第六百四十号

小笠原村長から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、令和六年三月二十九日付けで同村の区域内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 所在 小笠原村硫黄島字北、硫黄島字東、硫黄島字玉名山、硫黄島字千鳥ヶ原、硫黄島字摺鉢山、硫黄島字西及び硫黄島字漂流木（参考図のとおり。図の赤線は黒線とする。）

二 面積 六・一三平方キロメートル

参考図

硫黄島



出典：国土地理院ウェブサイト「全面更新した地図」
<https://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho61006.html>
 本村において抜粋、加工

●東京都告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

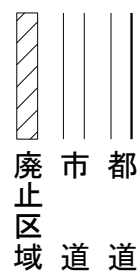
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 相模原立川

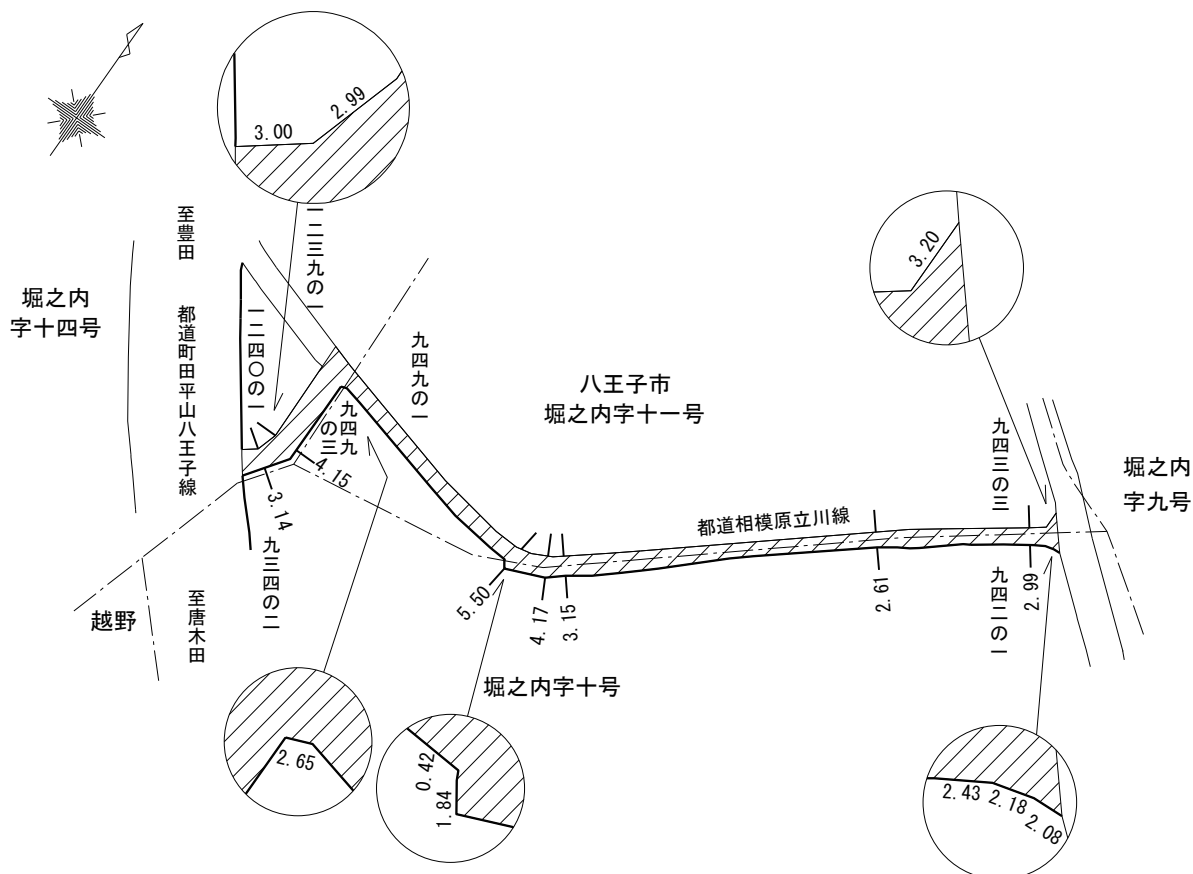
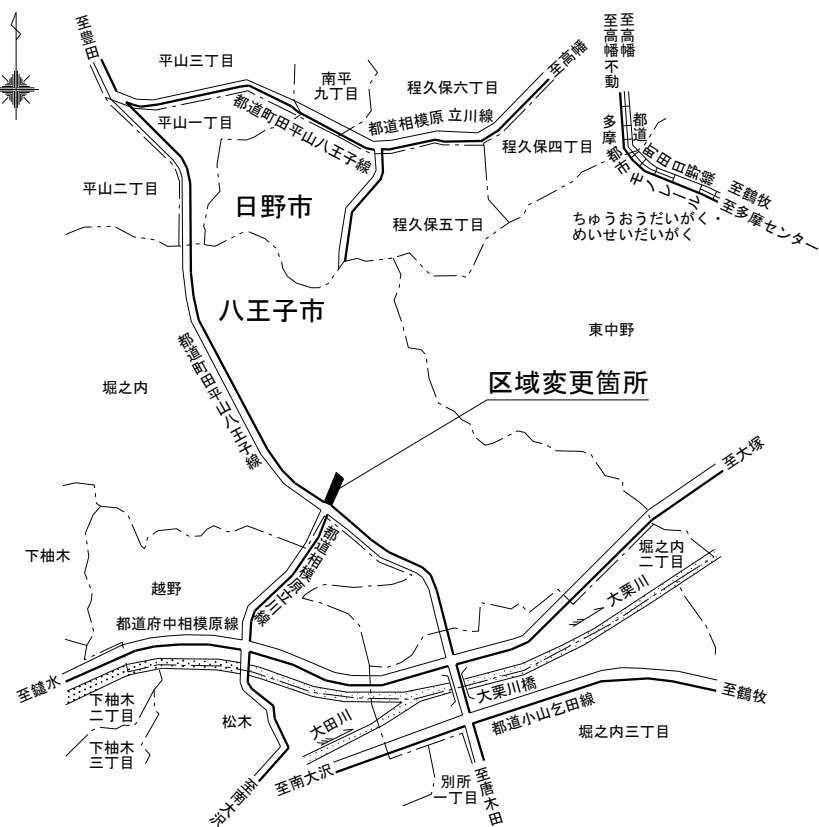
二 変更の区間 八王子市堀之内字十号九百三十四番二地
先から同所九百四十二番一地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道相模原立川線区域変更略図
八王子市堀之内地区内

延長 一五一・四〇メートル
面積 五〇二・七〇平方メートル



公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により立石駅南口東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

大島 泰正

二 住所

葛飾区立石一丁目二十一番一号

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一一（代）

郵便番号
101-0051